

手当と医療費助成制度の ご案内

～家庭と子どもの幸せのために～

- ① 各手当、医療費助成一覧 ……P2
- ② 児童手当 ……P3
- ③ 子ども医療費助成 ……P4
- ④ ひとり親家庭等への制度 ……P5～9

- (1) 児童育成手当【育成手当】
- (2) 児童扶養手当
- (3) ひとり親家庭等医療費助成
- (4) 届出について

⑤ 児童に障害がある家庭への制度

……P10～12

- (1) 児童育成手当【障害手当】
- (2) 特別児童扶養手当

⑥ その他 ……P13～15

⑦マイナンバー制度への対応について

……P16～17

⑧ 新規申請の手続きについて ……P18



申請、問い合わせ先



江東区

こども未来部 こども家庭支援課 給付係
〒135-8383 江東区東陽4丁目11番28号
江東区役所3階14番窓口
TEL:03-3647-4754 (直通)

(内容は令和6年4月現在のものです)

1

各手当、医療費助成一覧

手当一覧

名称	対象	手当額(児童1人の月額)	支給月
P3 児童手当等	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方	児童手当 ○3歳未満 15,000円 ○3歳以上小学校修了前(第1・2子) 10,000円 ○3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円 ○中学生 10,000円 特例給付 ○所得制限限度額以上(一律) 5,000円	2月、6月、10月
P6 児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの対象児童を養育している方 ○父母が離婚した児童 ○母が未婚で出生した児童 ○父または母が死亡した児童 等	○児童1人目 全部支給:45,500円 一部支給:45,490円～10,740円 ○児童2人目の加算額 全部支給:10,750円 一部支給:10,740円～5,380円 ○児童3人目以降の加算額 全部支給:6,450円 一部支給:6,440円～3,230円	1月、3月、5月 7月、9月、11月
P5【育成手当】 児童育成手当		13,500円	2月、6月、10月
P10 児童育成手当 【障害手当】	20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合 ○身体障害者手帳1・2級程度の児童 ○愛の手帳1～3度程度の児童 ○脳性マヒ、進行性筋萎縮症の児童	15,500円	2月、6月、10月
P10 特別児童 扶養手当	20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合 ○おおむね身体障害者手帳1～3級程度の児童 ○おおむね愛の手帳1～3度程度の児童 ○長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童 ○複数の障害がある児童	○重度の児童 55,350円 ・身障手帳1・2級程度 ・愛の手帳1・2度程度 ○中度の児童 36,860円 ・身障手帳3級、愛の手帳3度程度	4月、8月、11月

医療費助成一覧

名称	対象	利用方法	助成範囲
P4 子ども医療費助成	健康保険に加入している18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童	医療証と健康保険証を医療機関等の窓口に提示し受診 ※都外で受診した場合等、医療証が使用できなかった場合は、後日、医療助成費支給申請により払い戻し	各種健康保険法の定めによる医療費の自己負担分
P8 ひとり親家庭等 医療費助成	児童扶養手当、育成手当と同様		各種健康保険法の定めによる医療費の自己負担分 ○課税世帯 : 1割自己負担 ○非課税世帯 : 自己負担なし

2 児童手当等（国制度）

※令和6年10月分から児童手当の拡充が予定されています。詳細が決まり次第、区報・区ホームページ等でお知らせいたします。

●対象

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方

●対象外

○児童が日本国内に住所を有しないとき

（留学のため海外に居住し一定の要件を満たす場合には対象となります。）

○児童が児童福祉施設等に入所しているとき（通園施設等を除く）または里親に委託されているとき

※施設入所、里親委託の場合は、原則として施設設置者、里親等に支給します。

●手当額（児童1人につき）

児童を養育している方の所得によって手当区分が変わります。

所得制限限度額未満 ⇒ **児童手当**

所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満 ⇒ **特例給付**

○児童手当	3歳未満	月額 15,000円
	3歳以上小学校修了前（第1・2子）	月額 10,000円
	3歳以上小学校修了前（第3子）	月額 15,000円
	中学生	月額 10,000円
○特例給付	児童1人あたり一律	月額 5,000円

※「第3子以降」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

●注意

○児童手当等が支給されなくなったあとに所得の修正申告等により所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて申請手続きが必要となります。

○公務員になったとき、または公務員でなくなったときは、**その翌日から15日以内**に江東区と勤務先に届出・申請が必要です。

○受給者が区外へ転出した場合は、**転出予定日の翌日から15日以内**に転入先へ改めて申請をしてください。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなります。

○婚姻や養子縁組等、世帯状況に変更があったときには届出が必要となる場合があります。

●届出について

次の場合は届出が必要となります。

○養育している児童の人数に変更があったとき

○区内で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき

○受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき

○受給者の方が死亡したときや刑務所に入所したとき（未決勾留も含む）

○受給者が加入する年金が変更したとき（共済組合に加入した場合を含む）

3 子ども医療費助成(区制度)

●対象

健康保険に加入している児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

●医療証の種類

- | | |
|--------------|--|
| ○乳幼児(小学校就学前) | ()医療証 |
| ○小・中学生 | ()医療証 |
| ○高校生等 | ()医療証 |

●対象外

- 児童が区内に住所を有しないとき
- 児童が生活保護を受けているとき
- 児童が児童福祉施設等に措置により入所しているとき(通所施設等を除く)
- 児童が小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されているとき
上記に該当した場合は、受給資格がなくなりますので、医療証をお返しください。

●助成範囲

各種健康保険法の定めにより、医療機関等に支払う児童の医療費の自己負担分を助成します。

●助成対象外

- ※健康保険が適用されない診療等(薬の容器代・入院時の差額室料・交通事故等の第三者行為によるもの等)の自己負担分、入院時の食事療養費。
- ※健康保険の高額療養費および付加給付金、他の法令による医療費の助成が受けられる場合。
- ※学校、保育園、幼稚園等の管理下でのけが等で、日本スポーツ振興センター法による災害共済給付制度の適用になる場合。詳細は各学校・園にお問い合わせください。

●助成方法

「医療証」と健康保険証を都内の医療機関等に提示し受診してください。
都外等の医療証を取り扱わない医療機関等で受診した場合は、保険診療の自己負担分を医療機関に支払い、領収書を受けとってください。支払った医療費は、後日こども家庭支援課給付係の窓口で、領収書等の必要書類を提出し、申請すると給付が受けられます。医療費助成の請求期限は、支払った日の翌日から5年間です。振込は申請した日の翌月下旬になります。

●届出について

次の場合は届出が必要となります。医療証、健康保険証をお持ちのうえお届けください。

- 区内で住所が変わったとき
- 児童の氏名や保護者が変わったとき
- 児童の加入している健康保険が変わったとき

4 ひとり親家庭等への制度

(1) 児童育成手当【育成手当】(区制度)

●対象

○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方で、児童が①～⑦のいずれかに該当する場合

- ①父母が離婚した児童
- ②母が未婚で出生した児童
- ③父または母が死亡・生死不明の児童 ※生死不明…航空事故、海難事故等による生死不明の状態
- ④父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦父または母に重度の障害がある児童 ※障害についてはお問い合わせください。

●対象外

○申請者が江東区内に住所を有しないとき（規定条件を満たす場合を除く）

○児童が児童福祉施設等に入所しているとき（通園施設等を除く）

○児童が里親に委託されているとき

○申請者の前年の所得が所得限度額以上のとき（1月～5月分の手当までは前々年の所得）

○申請者が父または母の場合、事実上の配偶者がいるとき（支給対象⑦を除く）など

※事実上の配偶者は、以下の場合に該当する異性のことです。

- a.住民票上同一住所地にいること
- b.住民票上同一住所地になくとも実際に同居しているか、それに準ずる定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助があること

※※対象外についての詳細はお問い合わせください。

●手当額

児童1人につき 月額13,500円

●育成手当の所得申告

育成手当（児童育成手当）は、課税所得に該当して、「雑所得」に分類されます。

受給者の方の所得によっては、所得税及び特別区民税・都民税の申告が必要となる場合があります。

(2) 児童扶養手当(国制度)

●対象

- 下記児童を養育している父、母または養育者で、児童が①～⑦のいずれかに該当する場合
- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童
 - 20歳未満で中度以上の障害を有する児童
 - ※中度の障害…身体障害者手帳3級・愛の手帳3度程度
 - ①父母が離婚した児童
 - ②母が未婚で出生した児童
 - ③父または母が死亡・生死不明の児童 ※生死不明…航空事故、海難事故等による生死不明の状態
 - ④父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑦父または母に重度の障害がある児童
- ※障害についてはお問い合わせください。

●対象外

- 児童または申請者が日本国内に住所を有しないとき
- 児童が児童福祉施設等に入所しているとき(通園施設等を除く)
- 児童が里親に委託されているとき
- 申請者が父または母の場合、事実上の配偶者がいるとき(支給対象⑦を除く)など
 - ※事実上の配偶者については、(1)育成手当の対象外の項目をご確認ください。
- ※※対象外についての詳細はお問い合わせください。

●手当額

- 児童1人の場合 【全部支給】月額45,500円 【一部支給】月額45,490円～10,740円
- 児童2人目の加算額 【全部支給】月額 10,750円 【一部支給】月額 10,740円～ 5,380円
- 児童3人目以降の加算額 【全部支給】月額 6,450円 【一部支給】月額 6,440円～ 3,230円

<一部支給手当額の計算式>

○児童1人目

$$\text{手当額} = 45,500\text{円} - ((\text{申請者の所得額} - \text{全部支給の所得限度額}) \times 0.0243007 + 10\text{円}) \\ 10\text{円未満四捨五入}$$

○児童2人目の加算額

$$\text{手当額} = 10,750\text{円} - ((\text{申請者の所得額} - \text{全部支給の所得限度額}) \times 0.0037483 + 10\text{円}) \\ 10\text{円未満四捨五入}$$

○児童3人目以降の加算額

$$\text{手当額} = 6,450\text{円} - ((\text{申請者の所得額} - \text{全部支給の所得限度額}) \times 0.0022448 + 10\text{円}) \\ 10\text{円未満四捨五入}$$

※手当の支給には所得制限があります。申請者の前年の所得が限度額以上(1月～10月分までの手当は前々年の所得)でも申請・資格認定はできますが、手当は支給されません。

なお、受給者が父または母である場合、手当認定を受けてから5年(所得超過による支給停止期間を含みます。)又は手当の受給要件を満たしてから7年(認定請求時において3歳未満の児童がいた場合は児童が3歳に達した翌月から5年)を経過したときは、下記の事由に該当する場合を除き、手当額の2分の1が支給停止となります。

- 就業している。
 - 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
 - 身体上又は精神上、一定の障害がある。
 - 負傷又は疾病により就業することが困難である。
 - 児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態にあり、介護する必要がある。
- ※5年等を経過する月の前年または同年の現況届時(経過後は毎年の現況時)に、上記の事由に該当する場合は、必要書類を添えて届出を行う必要があります。

●養育費の加算

申請者及び児童が、児童の父または母から前年1年間に受け取った金品その他の経済的利益を養育費と考え、受け取った養育費の80%を所得額に加算し手当額を決定します。
(P15参照)
養育費に該当するか不明な場合は、お問い合わせください。

●公的年金給付等の併給と手当額

申請者や対象児童が公的年金給付等を受給できるときは、公的年金給付等の給付額より児童扶養手当の手当額が高い場合に、その差額分が支給されます。

また、公的年金給付等を受給する場合は、届出が必要となります。

公的年金給付等とは、以下のものが該当します。

- 国民年金法や厚生年金保険法などによる老齢年金・遺族年金・障害年金*
- 労働者災害補償保険法による労災年金などの公的年金
- 労働基準法による遺族補償 等

※これまで、障害基礎年金等(※¹)を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

(※¹) 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

●優遇制度

児童扶養手当が認定となり、児童扶養手当証書が交付されると、次のような優遇制度が利用できます。ご利用の際は事前にお問い合わせください。

- 都バス・都電・都営地下鉄の無料乗車券の交付
- JR定期券の割引
- 都営水道料金(基本料金)の免除
- 粗大ごみ収集手数料の免除

(3) ひとり親家庭等医療費助成(区制度)

●対象

下記児童を養育している父、母または養育者で、児童が①～⑦のいずれかに該当する場合

- 健康保険に加入している18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

- 健康保険に加入している20歳未満で中度以上の障害を有する児童

※中度の障害…身体障害者手帳3級・愛の手帳3度程度

①父母が離婚した児童

②母が未婚で出生した児童

③父または母が死亡・生死不明の児童 ※生死不明…航空事故、海難事故等による生死不明の状態

④父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童

⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑦父または母に重度の障害がある児童 ※障害についてはお問い合わせください。

●対象外

○他の医療費助成(マル乳・マル子・マル青・マル障)を受けているとき

○申請者が江東区内に住所を有しないとき(規定条件を満たす場合を除く)

○生活保護を受けているとき

○児童が児童福祉施設等に入所しているとき(自己負担のある場合を除く)

○児童が里親に委託されているとき

○申請者、配偶者及び扶養義務者の前々年の所得が限度額以上のとき

○申請者が父または母の場合、事実上の配偶者がいるとき(支給対象⑦を除く)など

※事実上の配偶者については、(1)育成手当の対象外の項目をご確認ください。

※※対象外についての詳細はお問い合わせください。

●養育費の加算

認定にあたっては、申請者及び児童が、児童の父または母から前々年1年間に受け取った金品その他の経済的利益を養育費と考え、受け取った養育費の80%を所得額に加算し助成範囲を決定します。

養育費に該当するか不明な場合は、お問い合わせください。

●助成範囲

各種健康保険法の定めにより、医療機関等に支払う医療費の自己負担分を助成します。

※健康保険が適用されない診療等(容器代・入院時の差額室料・交通事故等の第三者行為によるもの等)の自己負担分、入院時の食事療養費は助成対象外です。

※健康保険の高額療養費および付加給付金、他の法令による医療費の助成が受けられる場合は、その支給額分は助成対象外です。

※学校、保育園、幼稚園等の管理下でのけが等で、日本スポーツ振興センター法による災害共済給付制度の適用になる医療費は、助成対象外です。詳細は各学校・園にお問い合わせください。

○課税世帯の自己負担

・個人外来:定率1割・各月上限18,000円まで

(ただし、1人あたりの年間上限^(※1)は144,000円)

・個人外来入院合算及び世帯合算:定率1割・各月上限57,600円まで

(多数回^(※2)に該当する月は上限44,400円)

※1.年間上限の期間は毎年8月1日から翌年7月31日まで

※2.合算額が57,600円となった月数が、該当療養のあった月以前の12ヶ月以内で3回以上あった場合、4回目以降は「多数回」に該当。

○非課税世帯の自己負担:なし

●助成方法

「**親**医療証」と健康保険証を医療機関等の窓口に提示し受診してください。

都外等の医療証を取り扱わない医療機関等で受診した場合は、保険診療の自己負担分を医療機関に支払い、領収書を受けとってください。支払った医療費については、後日、こども家庭支援課給付係の窓口で、領収書等を提出して申請すると給付が受けられます。医療費助成の請求期限は、支払った日の翌日から5年間です。振込は原則申請日の翌月末ごろになります。

(4) 届出について

ひとり親家庭等の手当および医療費助成を受けている方は、下記の場合に届出が必要となります。

- 受給者または児童の氏名が変わるとき → 氏名変更届
 - 区内で住所が変わるとき → 住所変更届
 - 区外に住所が変わるとき → 転出届または資格喪失(消滅)届
 - 振込口座を変更するとき → 口座振替依頼書
 - 対象児童の同別居が変わったとき → 諸変更届
 - 扶養義務者と同居又は別居したとき、所得更正があるとき → 支給停止関係届
 - 公的年金給付等の状況に変更があったとき → 公的年金給付等受給状況届等
(児童扶養手当のみ)
 - 子を出産した、子を引き取ったとき等 → 額改定請求書
 - 対象児童が、児童の父または母に引き取られたとき等 → 額改定届
※手当額が増額される場合は請求の翌月分から、減額される場合はその事由が発生した翌月分からとなりますので、手続きが遅れないようご注意ください。
 - 以下に該当するとき → 資格喪失(消滅)届
- 受給者が婚姻したとき
- ※同居などの事実上の婚姻関係を含みます(支給対象⑦を除く)
※※事実上の婚姻関係とは、以下の場合が該当します。
- a.住民票上同一住所地にあること
 - b.住民票上同一住所地になくとも実際に同居しているか、それに準ずる定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合
- 対象児童が、児童の父または母と同居するようになったとき(支給対象⑦を除く)
- 遺棄していた児童の父または母から連絡や仕送りがあったとき
- 拘禁されていた父又は母が出所したとき(仮出所を含む)
- 児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設、通園施設を除く)に入所したとき
- 児童が里親に委託されているとき
- 受給者が児童を監護しなくなったとき
- 生活保護を受けるようになったとき(医療費助成のみ)
- 心身障害者医療証(障)が発行されたとき(医療費助成のみ)
- ※受給資格がなくなっているのに届出をしないで受給を継続すると、資格がなくなった翌月からの手当を全額返還していただくことになります。

5

児童に障害がある家庭への制度

(1) 児童育成手当【障害手当】(区制度)

●対象

20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

- 身体障害者手帳1・2級程度の児童
- 愛の手帳1～3度程度の児童
- 脳性マヒ、進行性筋萎縮症の児童

●対象外

○児童が児童福祉施設等に入所しているとき(通園施設等を除く)

○申請者の前年の所得が所得限度額以上のとき(1月～5月分の手当までは、前々年の所得)

●手当額

児童1人につき　　月額15,500円

●障害手当の所得申告

障害手当(児童育成手当)は、課税所得に該当して、「雑所得」に分類されます。

受給者の方の所得によっては、所得税及び特別区民税・都民税の申告が必要となる場合があります。

(2) 特別児童扶養手当(国制度)

●対象

20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

- おおむね身体障害者手帳1～3級程度の児童
- おおむね愛の手帳1～3度程度の児童
- 長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童
- 複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも、該当となることがあります

●対象外

○児童または申請者が、日本国内に住所を有しないとき

○児童が児童福祉施設等に入所しているとき(通園施設を除く)

○児童が障害を事由とする公的年金を受けることができるとき

●手当額

○重度の児童【1級】(身障手帳1・2級　愛の手帳1・2度程度)

1人につき　　月額55,350円

○中度の児童【2級】(身障手帳3級　愛の手帳3度程度)

1人につき　　月額36,860円

(3) 児童障害の認定手続きについて

		特別児童扶養手当(特児)		児童育成手当【障害手当】	
		手帳あり	手帳なし	手帳あり	手帳なし
身体障害	内部障害 (心機能障害、 血液疾患、 腎不全 等)	「特児認定診断書」で申請		身障手帳1～2級の場合は手帳の写しで申請できる場合あり (重複障害の場合は、総合等級で判断) 身障手帳3級以下は原則申請不可	原則:申請不可 身体障害者障害程度等級表の範囲内の障害の場合、特児を同時に申請し、特児1級に該当することが必要 等級表の範囲外の障害の場合は、診断書で判定
	外部障害 (視覚障害、 肢体不自由 等)	身障手帳1～3級の場合は手帳の写しで申請できる場合あり (重複障害の場合は、それぞれの障害等級で判断)			
知的障害 精神障害 (発達障害含む)		愛の手帳1～2度の場合、手帳の判定日によつては手帳の写しで申請できる場合あり 愛の手帳3度以下の場合は、「特児認定診断書」で判定	「特児認定診断書」で申請	愛の手帳1～3度の場合は、手帳の写しで申請可 4度の場合は、特児を同時に申請し、特児で「知的障害」の障害認定を受けることが必要	原則:申請不可 特児を同時に申請し、特児で「知的障害」の障害認定を受けることが必要

※特別児童扶養手当は診断書、障害手当は手帳での申請が原則です。

※障害手当は、身障手帳に脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の記載があるときは、手帳の等級は不問です。

※「愛の手帳」は東京都の療育手帳です。他県発行の療育手帳をお持ちの方はご相談ください。

※視覚障害に関する身体障害者手帳の認定基準については、平成30年7月に見直されているため、上記の基準どおりでない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

《参考》 障害手当の障害程度の認定基準について

● 身体障害の場合

	特児1級	特児2級	特児未申請または非該当
身障手帳1・2級	○該当	○該当	○該当
身障手帳3級以下	×非該当	×非該当	×非該当
身障手帳未申請	○該当	×非該当	×非該当
脳性マヒ 進行性筋萎縮症	○すべて該当(手帳の等級不問)		

● 知的・精神障害の場合

	特児該当 (知的障害)	特児該当 (知的・精神併存)	特児該当 (精神障害)	特児非該当 または 特児未申請
愛の手帳1～3度	○該当	○該当	○該当	○該当
愛の手帳4度	○該当	○該当	×非該当	×非該当
愛の手帳未申請	○該当	○該当	×非該当	×非該当

(4) 障害関係の手当を受けている方の届出について

障害手当、特別児童扶養手当を受けるようになると、下記の場合に届出が必要となりますので、区役所こども家庭支援課窓口まで速やかにお届けください。

●対象児童の障害の状態が変わったとき

- 障害の状況が増進したとき→額改定請求書（例：身体障害者手帳が聴覚障害の3級→2級）
- 障害の状況が軽減したとき→額改定届（例：身体障害者手帳が肢体不自由の2級→3級）
- ※身障手帳3級に該当すると、障害手当は受給資格消滅届が必要になる場合があります。
- ※愛の手帳が3度から4度に変更された時は、障害手当は受給資格消滅届が必要になる場合があります。
- ※手当額が増額される場合は請求の翌月分から、減額される場合は診断書の診断年月日等の翌月分からとなりますので、手続きが遅れないようご注意ください。

●対象児童の人数が変わったとき→額改定請求書または額改定届

●受給者または児童の氏名が変わるとき→氏名変更届

●区内で住所が変わったとき→住所変更届

●振込口座を変更するとき→口座振替依頼書（振込先口座申出書）

●対象児童の同別居が変わったとき→住所変更届、諸変更届

●扶養義務者と同居又は別居したとき、所得更正があるとき→所得状況変更届

●以下に該当するとき→資格喪失（消滅）届

- 受給者または対象児童が日本国外に転出したとき
- 離婚等で受給者が対象児童を監護しなくなったとき
- 対象児童の生計を主として維持しなくなったとき（生計中心者が変わったとき）
- 対象児童の障害の程度が該当しなくなったとき
- 対象児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設、通園施設を除く）に入所したとき
- 対象児童が死亡したとき

※上記以外の場合にも届出が必要となるときがあります。

※受給資格がなくなっているのに届出をしないで受給を継続すると、資格がなくなった翌月からの手当を全額返還していただことになります。

●障害関係の手当は障害者支援課でも取り扱いがございます。

詳しくはお問い合わせください。

障害者支援課
障害者福祉係
TEL:3647-4952
防災センター2階11番

こども家庭支援課窓口



6 その他

(1) 各手当の支払月

支払月の前月分までをお振込みます。手当によって支払月が異なりますのでご注意ください。

- 児童手当・児童育成手当 2月・6月・10月（銀行振込12日前後）
- 児童扶養手当 1月・3月・5月・7月・9月・11月（銀行振込12日前後）
- 特別児童扶養手当 4月・8月・11月（銀行振込11日以降）
※11月は11月分まで振込

【例】5月に各手当を申請した場合

- 手当の支給開始月 6月分から
- 直近の支払月と支給期間
 - 児童手当、児童育成手当 10月（6月分～9月分）
 - 児童扶養手当 7月（6月分）
 - 特別児童扶養手当 8月（6月分～7月分）

(2) 受給資格の確認【現況届】

手当や医療費助成を受けている方については、それぞれの手当・医療費助成制度ごとに年に1回、引き続き受給資格があるかどうかを確認します。「現況届」という資格確認の用紙が送付されますので、忘れずにご提出ください。

※この届出がないと資格があっても手当・医療費助成が受けられません。

- 児童手当（必要な方のみ）・児童育成手当 6月
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当 8月
- ひとり親家庭等医療費助成 10月



(3) 所得制限

各手当およびひとり親家庭等医療費助成には所得制限があります。限度額以上に該当する場合は以下の取扱いとなります。

※限度額につきましては、P14「所得制限限度額表」をご確認ください。

- 児童手当… 所得制限限度額を超えた場合⇒「特例給付」
(児童1人あたり月額一律5,000円)
所得上限限度額を超えた場合⇒資格消滅（新規申請は却下）
- 児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成… 資格消滅（新規申請は却下）
(※資格消滅（あるいは却下）となった場合、所得が限度額未満となる年度には再度申請が必要となります。)
- 児童扶養手当、特別児童扶養手当 全部支給停止

●所得制限限度額表

※対象年度の住民税に基づき判定します。

扶養親族の数	種別	児童手当		育成手当・障害手当		児童扶養手当		特別児童扶養手当		ひとり新家庭医療費助成	
		本人限度額	所得制限限度額	本人限度額	本人限度額 (全部支給)	本人限度額 (一部支給)	配偶者及び 扶養義務者 孤児等の養育者	本人限度額	配偶者及び 扶養義務者	本人限度額	配偶者及び 扶養義務者
0	判定	622	858	360.4	49	192	236	459.6	628.7	192	236
1		660	896	398.4	87	230	274	497.6	653.6	230	274
2		698	934	436.4	125	268	312	535.6	674.9	268	312
3		736	972	474.4	163	306	350	573.6	696.2	306	350
4		774	1,010	512.4	201	344	388	611.6	717.5	344	388
5		812	1,048	550.4	239	382	426	649.6	738.8	382	426
6人目以降の加算額		38	38	38	38	38	38	38	21.3	38	38
前年の所得 (1月～5月分は前々年所得)		前年の所得 (1月～10月手当分は前々年所得)		前年の所得 (1月～7月手当分は前々年所得)		前々年の所得 (1月～10月手当分は前々年所得)		前々年の所得 (1月～7月手当分は前々年所得)		前々年の所得 (1月～7月手当分は前々年所得)	

所得から控除する金額

老人控除対象配偶者	6	10	10	-	10	-	10	-	10	-	-
老人扶養親族1人につき	6	10	10	6※1	10	6※1	10	6※1	10	6※1	-
特定扶養親族1人につき	-	25	15	-	25	-	25	-	15	-	-
扶養親族が2人以上いる場合に加算。扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、1人目は加算しない。											
社会保険料相当額	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
基礎控除相当額※2	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
障害・勤労学生控除	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
寡婦控除	27	27	0(27)※3	27	27	27	27	0(27)※3	27	0(27)※3	27
ひとり親控除	35	35	0(35)※3	35	35	35	35	0(35)※3	35	0(35)※3	35
特別障害者控除	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
雑損 医療費	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
小規模企業共済等掛金	-	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額
配偶者特別控除											

※2 控除対象となるのは、給与所得・公的年金所得がある場合のみ。

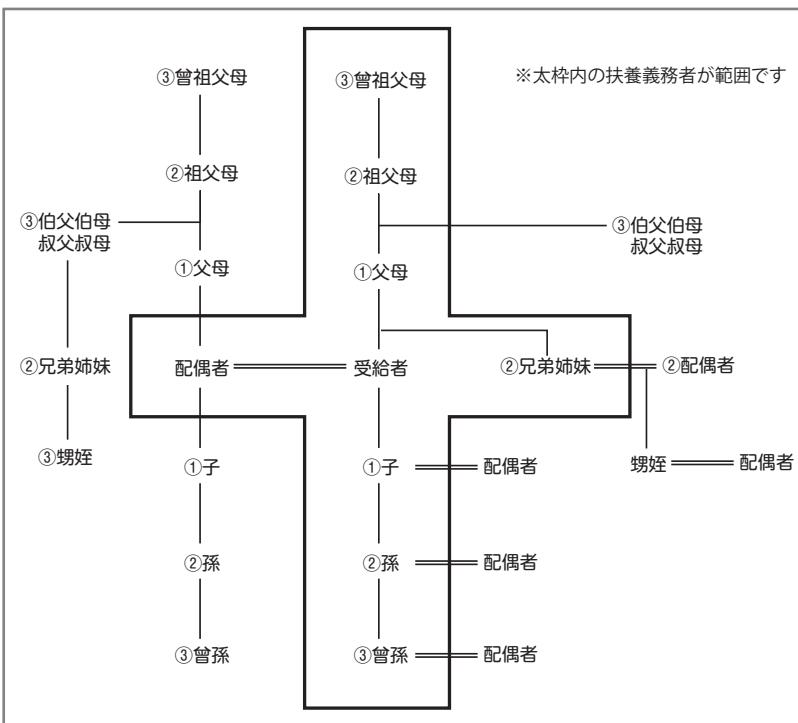
※3 児童扶養手当・ひとり親医療の受給者が母または父の場合は、受給者が養育者の場合は()内の額。

● 児童扶養手当およびひとり親医療の受給者が母または父の場合は、養育費の80% (1円未満を四捨五入) を所得として加える。

《参 照》 扶養義務者の範囲

扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める者ことで、申請者と生計を同じくしている三親等内直系血族（両親・子・（曾）祖父母・（曾）孫）等及び兄弟姉妹です。

※太枠内の扶養義務者が生計同一の場合は、所得制限の判定対象者となります。



※原則として、住民票上の住居表示が同じであれば、生計同一と判断します。

※扶養義務者が2人以上の場合は、控除後の所得が一番高い者の所得で判定します。

※養子縁組をした場合は血族とみなします。

※離縁した場合は親族関係は終了します。

《参 照》 養育費について

児童扶養手当は前年、ひとり親家庭等医療費助成については前々年の1年間、申請者または児童が受け取った養育費の80%を所得額に加算します。

●「養育費」とは、次の要件のすべてにあてはまるものをいいます。

- ①児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受給しているひとり親（父又は母に限る。以下同じ。）が監護している児童の母又は父が払ったものであること。
- ②受け取った者がひとり親又は児童（ひとり親の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- ③前配偶者からひとり親又は児童に支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。
- ④前配偶者からひとり親又は児童への支払い方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、ひとり親名義又は児童名義の銀行口座への振込であること。
- ⑤「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

●したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ①児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成を受給しているひとり親が監護している児童の母又は父以外から支払われたもの。
- ②ひとり親又は児童以外の者が受け取っている場合。
- ③支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合。
- ④支払い方法が、ひとり親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合。
- ⑤「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合。

7 マイナンバー(社会保障・税番号)制度への対応について

(1) マイナンバーの利用について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)の施行により、下表の手続きではマイナンバー(個人番号)を利用するため、マイナンバー(個人番号)の提示が必要となります。

*必要となる手続きは今後変わる場合がありますので、ご了承ください。

制度	必要となる手続き	必要となる対象者	代理申請の可否
児童手当	認定請求(新規申請)	申請者、配偶者	○
	住所等変更届 (住所や年金加入が変更したとき)	申請者、配偶者、児童	
	監護事実の同意書 (児童と別居の場合)	児童	
	個人番号変更等申出書 (個人番号が変更した場合等)	申請者、配偶者、児童	
子ども医療費助成	医療証交付申請(新規申請)	申請者、配偶者、児童	○
	住所変更届		
	氏名変更届		
	保護者変更届		
	保険変更届		
	医療助成費支給申請	児童	
児童育成手当 【育成手当】	認定請求(新規申請)	申請者、配偶者、児童	×
	額改定請求(増額申請)	児童	
児童扶養手当	認定請求(新規申請)	申請者、配偶者、児童、扶養義務者	×
	額改定請求(増額申請)	児童	
	支給停止関係届	扶養義務者	
ひとり親家庭等 医療費助成	医療証交付申請(新規申請)	申請者、配偶者、児童、扶養義務者	×
	医療証交付申請(増員)	児童	
	住所変更届	受給者、児童、(扶養義務者)	
	氏名変更届	受給者、児童	
	保険変更届	受給者、児童	
	医療助成費支給申請	受給者、児童	
児童育成手当 【障害手当】	認定請求(新規申請)	申請者、配偶者、児童	○
	額改定請求(増額申請)	児童	
特別児童扶養手当	認定請求(新規申請)	申請者、配偶者、児童、扶養義務者	○
	額改定請求(増額申請)	児童	

(2) マイナンバー利用の必要書類

マイナンバー(個人番号)利用事務の手続時は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に基づき、「本人確認」をさせていただきます。本人確認は、「身元確認」と「番号確認」に分類されます。

○身元確認とは…申請者が、個人番号の正しい持ち主であることの確認

○番号確認とは…正しい番号であることの確認

また、代理人が申請する場合には、代理権の確認と代理人の身元確認も併せて必要となります。手続きの際には、健康保険証や課税証明書などの必要書類に加えて、以下の書類もお持ちください。

①申請者本人が申請する場合…身元確認書類+番号確認書類が必要です。

●身元確認書類

A欄に定める書類1種類またはB欄に定める書類2種類をお持ちください。

区分	身元確認書類(「氏名と住所」または「氏名と生年月日」の記載があるもの)	
A 1種類お持ち下さい	【顔写真付証明書】	(具体例)マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、住基カード、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳(療育手帳)、在留カード、特別永住者証明書 等
B 2種類お持ち下さい	【顔写真なし証明書】	(具体例)健康保険証(共済組合員証)、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

●番号確認書類

以下のうち、いずれか1種類をお持ちください。

○マイナンバーカード

○通知カード(記載内容に変更がない場合のみ可)

○個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

②代理人が申請する場合…代理権の確認書類+代理人の身元確認書類+対象者の番号確認書類が必要です。

●代理権確認書類

代理人の種別に応じて、いずれか1種類の書類をお持ちください。

○法定代理人(=20歳未満の子の父母、未成年後見人など)

・戸籍謄本・未成年後見人に係る証明書・対象者本人の運転免許証やパスポート 等

○任意代理人(=申請者の配偶者や20歳以上の子の父母など)

・委任状・対象者本人の運転免許証やパスポート 等

●代理人の身元確認書類

※上記①の表をご参照ください。

●対象者の番号確認書類

以下のうち、いずれか1種類をお持ちください。

○マイナンバーカード

○通知カード(記載内容に変更がない場合のみ可)

○個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

※対象児童や配偶者、扶養義務者の本人確認措置をするのは、番号法により申請者となります。

8

新規申請の手続きについて

(1) 申請方法

下表の必要書類をお持ちのうえ窓口に申請をしてください。

- 児童手当・子ども医療費助成……………江東区役所・豊洲特別出張所
- ひとり親家庭等への制度・児童に障害がある家庭への制度 … 江東区役所
 - 江東区役所 こども未来部こども家庭支援課給付係 3階14番窓口
 - 豊洲特別出張所 こども家庭支援課給付係
- 〒135-0061 江東区豊洲2丁目2番18号 豊洲シビックセンター3階7番窓口

※上記以外の出張所では、すべての手続きをお取扱いしていません。

申請が受理された場合の手当・医療費助成制度の該当年月日は、原則として次のとおりです。

- 各手当 ……………… 申請が受理された月の翌月分から該当
- 子ども医療費助成 ……………… 出生・転入などの事由が発生した日から該当
- ひとり親家庭等医療費助成 ……………… 申請日から該当

(2) 申請に必要な書類

※戸籍謄本などは発行日から1ヶ月以内のもの

種別	申請書類	申請者名義 の預金通帳	健康保険証	戸籍謄本 ※1	身体障害者手帳 または 愛の手帳 (診断書)	郵送 電子申請
児童手当	○	○				○
子ども医療費助成		○				○
児童扶養手当	○			○	○	
育成手当	○			○	○	
ひとり親家庭等 医療費助成		○		○	○	
障害手当	○				○	
特別児童扶養手当	○			○	○	

※1 戸籍謄本……申請者と児童の戸籍が別々の場合は、各1通ずつ必要です。

※申請の内容や戸籍謄本の記載事項によっては、他の提出書類が必要になるときがあります。

※書類に不備があった場合は、申請を受け付けられないときがあります。

※マイナンバー利用の必要書類については、P16、17をご確認ください。

必要書類のお知らせ

様

※ 申請の際には、このお知らせ(本書)も一緒に持ちください。

年 月 日、以下の相談を受付いたしました。

- ・児童手当
- ・育成手当
- ・児童扶養手当
- ・障害手当
- ・特別児童扶養手当
- ・子ども医療費助成
- ・ひとり親家庭等医療費助成

◆申請受付には以下の書類が必要となります◆

- 1 健康保険証のコピー(様)(様)
- 2 申請者名義の通帳・キャッシュカード等振込口座がわかるもの
※特別児童扶養手当は通帳持参必須
※一部地方金融機関等は不可
- 3 戸籍謄本 ※コピー不可(発行から1ヶ月以内)
 - 申請者本人と児童の現在の戸籍が別々の場合は各1通必要です。
 - 現在の戸籍に離婚等の理由が記載されていない場合は、記載のある戸籍も別途必要です。
 - 申請は_____届受理証明書で受付可能ですが、後日戸籍謄本の提出が必要となります。
※受理証明書は届出を受理した区市町村が届出人のみに発行します。
- 4 マイナンバー関係書類(※詳細はP17をご参照ください。)
- 5 (様)と(様)の(非)課税証明書 ※コピー不可
年度(年分) 証明書 【 年1月1日に住民登録していた区市町村等が発行】
- 6 その他
 - ①住民税の申告(様)(様)
 - ②パスポートのコピー(様)(様)
 - 顔写真ページ
 - 年12月31日以前に日本を出国したスタンプのあるページ
 - 年1月2日以降に日本に入国したスタンプのあるページ
 - ③児童の属する世帯全員の住民票(世帯全員・統柄記載のもの)
 - ④民生委員の証明書(「申立書」+「意見書・調査書」)
 - ⑤独身証明書+日本語の翻訳(翻訳者の氏名・住所・連絡先・申請者との関係)
 - ⑥特別児童扶養手当認定診断書(様式第 号)※診断日より1ヶ月以内
 - ⑦(様)の身体障害者手帳または愛の手帳(総合判定区分確認証明書含む)
 - ⑧その他()

◆ 年 月 日までに申請 → 年 月分から手当支給開始予定◆

【申請先】 〒135-8383 江東区東陽4丁目11番28号

江東区役所こども未来部こども家庭支援課給付係(3階14番窓口)

受付時間 ●平日:午前8時30分～午後5時(毎週水曜日のみ午後7時まで)

●第2日曜日:午前9時～午後4時(3月は第4日曜日)

MEMO